



# 市・道民税と所得税の申告はお早めに

期限間際は窓口が大変混雑します。お忘れなくお早めの申告をお願いします。

## 市・道民税の申告受付

郵送・問合せ 市役所市民税課市民税担当  
(〒085-8505 黒金町7-5 ☎31-4514)

市・道民税の申告書は、昨年度の申告の際、申告書の郵送を希望された方に2月中旬に郵送予定です。また、会場での申告が困難な方は郵送による申告も可能です。

### 申告が必要な方

平成27年1月1日現在、釧路市に住所があり、平成26年中に所得があった方のうち、次のいずれにも該当しない方

- ①所得税の確定申告をする方
  - ②勤務先で年末調整をしていて、給与所得以外の所得がなく、勤務先から市に給与支払報告書が提出されている方
- ※勤務先で年末調整がされていても、扶養や生命保険料などの各種控除に漏れがある場合には申告が必要です。
- ※所得税の確定申告が不要でも、年金や給与の源泉徴収票等で扶養や各種控除に漏れがある場合には、市・道民税の申告をしなければ市・道民税が高く算定される可能性があります。
- ※所得がない方でも、課税（所得）証明書の交付を受ける場合は、所得がないことを申告していただく必要があります。

### 申告に必要なもの

印鑑、支払いを受けた証明書（源泉徴収票、給与の支払明細書など）の他に、平成26年中に支払った各種領収書または証明書（医療費、生命保険料、地震保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料など）、障害者（療育）手帳。  
※申告書は当日会場に用意しています。郵送により届いている方はそれを持参してください。

### 申告受付日・会場

※受付時間は午前9時から午後5時まで。

| 受付期間                    | 会場         | 所在地               | 電話番号           |
|-------------------------|------------|-------------------|----------------|
| 2月20日(金)                | 桜ヶ岡中央会館    | 桜ヶ岡4-3-28(桜ヶ岡支所隣) | ☎090-1308-3813 |
| 2月23日(月)                | 春採下町会館     | 武佐1-3-25(春採支所隣)   | ☎46-6497       |
| 2月24日(火)                | コアかがやき     | 愛国191番地5511       | ☎39-5070       |
| 2月25日(水)                | コア鳥取       | 鳥取北8-3-10         | ☎53-3199       |
| 2月26日(木)                | 大楽毛生活館     | 大楽毛4-8-7          | ☎57-8467       |
| 3月2日(月)～16日(月)(土・日曜日除く) | 市役所1階ギャラリー | 黒金町7-5            | ☎31-4514       |

※各支所での受け付けは行いませんのでご注意ください。  
※阿寒町・音別町行政センターでの申告の詳細については、各行政センター通信をご覧ください。

## 所得税及び復興特別所得税・贈与税・個人事業者の消費税

問合せ 釧路税務署(☎31-5100)

平成26年分の所得税及び復興特別所得税・贈与税ならびに個人事業者の消費税及び地方消費税は、下記の期限までに申告および納付してください。

### 申告期限・納期限

|                  |          |
|------------------|----------|
| 所得税及び復興特別所得税・贈与税 | 3月16日(月) |
| 個人事業者の消費税及び地方消費税 | 3月31日(火) |

### 会場

釧路税務署(幸町10-3 釧路地方合同庁舎2階)  
※お越しの際は公共交通機関をご利用ください。

## 給与・年金収入の方の還付申告会場のお知らせ [税理士会釧路支部]

### 申告に必要なもの

「税務署からのお知らせはがき」、前年分の申告書控（申告内容確認票含む）の他、印鑑、源泉徴収票（給与・年金）、平成26年中に支払った保険料（生命、地震、国民健康、国民年金、介護・後期高齢者医療など）の証明書や医療費等の領収書、預貯金の口座番号の分かるもの。  
○公的年金等の収入金額が400万円以下である場合は、所得税の確定申告をする必要はありません。  
※公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合に限りです。  
※所得税の還付を受けるための確定申告は提出することができます。  
※市・道民税の申告が必要な場合があります。

### 申告受付日・会場

| 受付日     | 会場              | 時間                    |
|---------|-----------------|-----------------------|
| 2月5日(木) | コア大空(益浦1-20-20) | 午前9時30分～正午<br>午後1時～4時 |

※市・道民税の申告の受け付けはできません。  
※事業所得、不動産所得、株式・不動産等の譲渡所得等がある申告相談はできません。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で所得税及び復興特別所得税・贈与税ならびに個人事業者の消費税の確定申告書を作成し、印刷できますのでご利用ください。  
<http://www.nta.go.jp>

e-Tax(国税電子申告・納税システム)で申告・納税ができます(住基カードが必要です)。  
<http://www.e-tax.nta.go.jp>

平成26年1月から、個人で事業や不動産貸付等を行う全ての方は記帳と帳簿書類の保存が必要です。

法人、個人、経理に関わるお悩みはこちらへ

## 無料税務相談会

日時 2月23日(月)午前9時30分～午後0時30分、午後1時～4時

会場 釧路自動車会館(鳥取大通6-1-1)

問合せ 北海道税理士会釧路支部(☎42-0407)

